

所得税・住民税関係

ダブルワーカーの申告・納税

1 はじめに

政府は、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指して、「働き方改革」を進めている。その一環として、副業・兼業の解禁が推奨され、容認する企業も増えてきたため、給与所得者であっても2つ以上の仕事を持つ人（以下、本稿では「ダブルワーカー」という。）は、目新しい存在ではなくなってきた。

2 所得税の申告

ダブルワーカーの所得税は、まず、給与所得について、給与所得者の扶養控除等申告書の提出を受けた給与支払者によって年末調整が行われ、精算されることになる（所法190）。

給与等の全部について年末調整が行われていて、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得（以下「その他の所得」という。）の金額の合計額が20万円以下であれば所得税の確定申告は不要である（所法121①）。

例えば、その他の所得が、副業でフードデリバリーの配達員をして受け取った業務委託報酬で、経費を差し引いた雑所得の金額が10万円だったとする。報

酬から所得税は源泉徴収されないので、確定申告しない方が有利である。

しかし、他の会社でアルバイトして給与を受ける場合、乙欄で源泉徴収されていれば、給与所得を合算して確定申告することで、所得税額が少なくなり、還付を受けられる可能性が高い。

なお、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告不要なのであって、医療費控除や住宅ローン控除など還付を受けるために申告する場合（所法122①）は、その他の所得も申告する必要があるので、もれがないよう注意しなければならない。

3 住民税の申告・納付

所得税の確定申告をすれば、改めて市町村民税・道府県民税（以下「住民税」という。）の申告をする必要はない（地法45の3、317の3）。しかし、住民税には、その他の所得が20万円以下であっても、申告不要になる制度はないので、所得税の確定申告をしなかった場合は、住民税のみの申告が必要となる。

また、住民税の納付方法には、特別徴収と普通徴収があるが、所得税の源泉徴収義務者は、従業員の住民税を特別徴収することになっている（地法41、321の3）ので、ほとんどの給与所得者は、特別徴収により住民税を納付することになる。所得税

確定申告の際に、給与・公的年金等に係る所得以外の所得に対する住民税について自分で納める方法を選択することができる（地法321の3②）が、主たる給与に係る住民税を特別徴収、副業の給与に係る住民税を普通徴収というように分けて納付することは、原則としてできない。しかし、自治体によっては、複数の事業所からの給与所得に係る税額について特別徴収分と普通徴収分に分けてほしい旨を、住民税の申告書に記載するなどして申請すれば、認められるところもあるようだ。

4 おわりに

ダブルワーカーは、年末調整で所得税が精算されていても、基本的には確定申告を行う必要があり、確定申告不要の場合でも住民税の申告はしなければならない。

一方、所得税は配偶者控除や基礎控除など年々改正され、年末調整の手続きが複雑化し、給与支払者における年末調整の事務負担は重くなっている。

電子申告が普及し、確定申告する者が大多数になることを前提として、年末調整を含めた、税金の申告・納税方法の見直しが行われてもよいのではないだろうか。

〔 右山研究グループ
税理士 廣瀬 尚子 〕